

# 漏電火災警報器 Q&A

## ★基本的事項（一般対象）

### Q1 漏電火災警報器とは何ですか？



関連する質問

- ・ 一般の漏電リレーとどこが違うのですか？
- ・ 型式承認番号（型式番号）とは何ですか？
- ・ 音響装置を動かないようにできますか？

### A1

- ・ 漏電火災警報器は、商用電路に火災に至るような漏電が発生した際に警報を発し、火災を未然に防ぐものです。
- ・ 消防法第17条に定められる消防用設備で、国家検定による型式承認を受けており、型式承認（承認番号）のないものは消防用設備として販売したり、使用したりできません。
- ・ 従って、製品を改造して使用することはできません。（漏電発生時のブザー音を停止させたい場合は、受信機のブザー停止釦を押してください。）

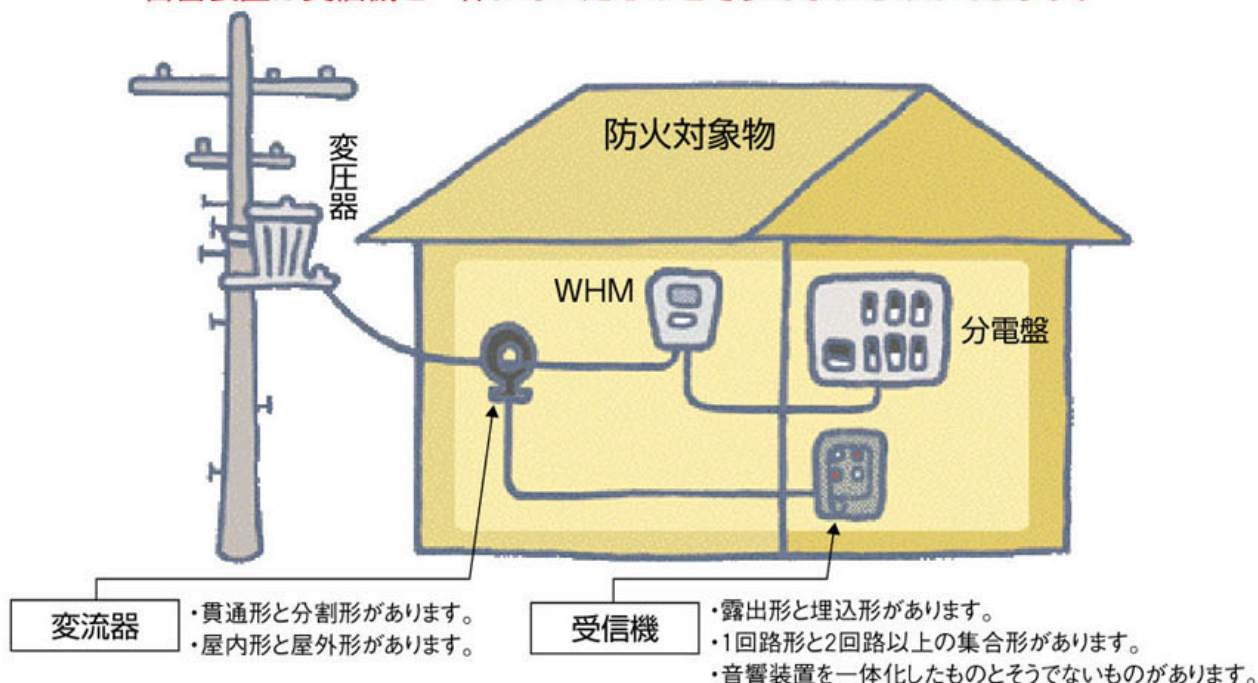
### Q2 機器の構成と動作を教えてください。

関連する質問

- ・ 検出原理を教えてください。

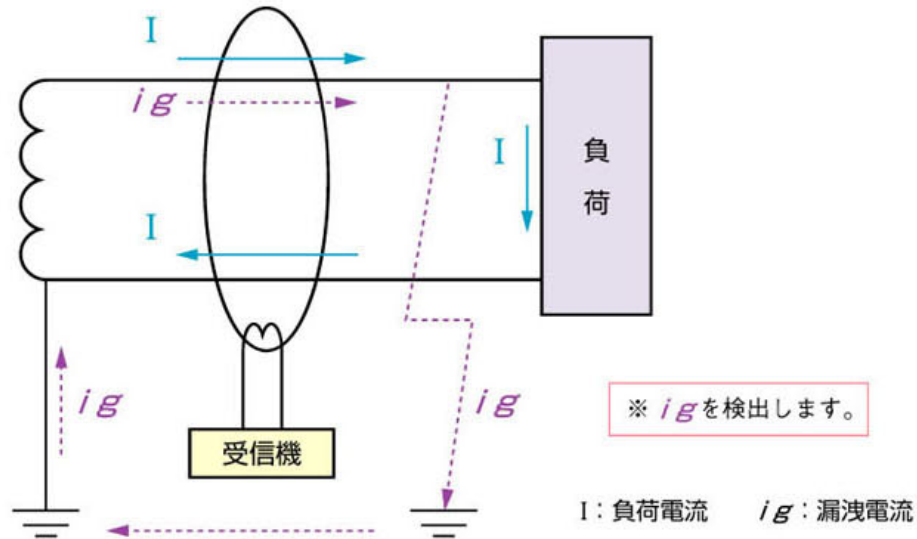
### A2

- ・ 変流器と受信機と音響装置で構成されます。
- ・ 変流器で漏電（電路の往復電流の差分）を検出し、受信機で漏電の大きさを判定し、設定値（感度電流）以上の漏電がある場合は、音響装置が警報を発します。
- ・ 音響装置は受信機と一体化したものとそうでないものがあります。



## 原理の説明

漏電が発生した際の往路と復路の電流の差分を変流器で検出し受信機が大きさを判定して音響装置(ブザーなど)で知らせます。



## ★設置に関する事項(関係者対象)

### Q3 どこ(どのような建物)に設置するのですか？

- A3**
- ・ 消防法施行令第22条に規定される、ラスモルタルによる建築物で別表第一に示す防火対象物のうち、広さもしくは契約電流が同条に指定される大きさ以上のものに設置する義務があります。

### Q4 取り付け工事はどのようにすればよいですか？

- A4**
- ・ 設置の判断などは消防設備士が行いますが、交流100Vや200Vなど商用電路に係わる部分の工事には電気工事士の資格が必要です。

### Q5 設置時の試験と届けはどのようにするのですか？

- A5**
- ・ 消防法施行令第35条に示す防火対象物(特定防火対象物で面積が300m<sup>2</sup>以上のものなど)については、設置工事が完了して4日以内に関係者は消防長または消防署長に届け出て検査を受けることが必要です。
  - ・ 届けには、「消防用設備等設置届出書」と「漏電火災警報器試験結果報告書」「配線の試験結果報告書」が必要になります。
  - ・ 消防用設備設置届出書は建築物の関係者が、試験結果報告書は試験の実施者が記入します。

★警報時の対応に関する事項（関係者対象）

## Q6 警報が出た場合はどうすればよいのですか？

### A6

- ・電気管理者等に点検・調査を依頼し、原因を取り除いてもらう必要があります。
- ・負荷の電源を切ってもよい場合は、分電盤の分岐回路のブレーカーを一旦全部「切」にして、警報が止まるかどうかを見ます。  
止まらなければ、分電盤より電源側で漏電しています。  
止まるようなら分電盤より負荷側の回路で漏電していますので（復帰が手動の場合は一旦復帰させることが必要です）、1回路ずつ「入」にして行き、再び警報が発生した回路が漏電を起こしていますので、その回路だけ「切」にしておきます。  
その後、電気管理者等に点検・調査を依頼します。

★点検・保守（メンテ）に関する事項（関係者対象）

## Q7 点検はどうすればよいのですか？

### A7

- ・外観と試験釘等による簡易な操作で行う機能点検（6ヶ月に1回以上）と作動試験、絶縁抵抗、接地抵抗、音量の良否について詳細に行う総合点検（1年に1回以上）とがあり、消防設備士あるいは消防設備点検資格者が行うことになっています。
- ・点検の結果は維持台帳に記録するとともに、定められた様式の点検結果報告書に点検票を添付して、特定防火対象物では1年に1回、その他の防火対象物では3年に1回消防長または消防署長に報告することになっています。

## Q8 故障の場合はどうすればよいのですか？

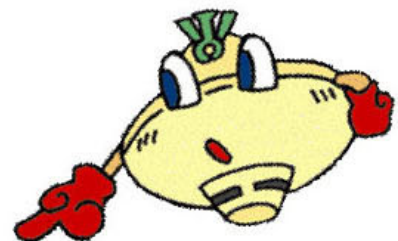
### A8

- ・メーカーに直接お問い合わせください。

## Q9 メーカーを教えてください。

### A9

- ・次のとおりです



オムロン株式会社	〒600-8530 京都市下京区塩小路通堀川東入 TEL:075-344-7000
	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 TEL:03-3436-7011
	会社: <a href="http://www.omron.co.jp/index2.html">http://www.omron.co.jp/index2.html</a> 製品: <a href="http://www.fa.omron.co.jp/product/detail/852/index_p.html">http://www.fa.omron.co.jp/product/detail/852/index_p.html</a>
河村電器産業株式会社	〒489-0071 愛知県瀬戸市暁町3番86 TEL:0561-86-8111
	会社: <a href="http://www.kawamura.co.jp/toppage.htm">http://www.kawamura.co.jp/toppage.htm</a> 製品: <a href="http://www.kawamura.co.jp/electric/catalog/pdf/SY-15.pdf">http://www.kawamura.co.jp/electric/catalog/pdf/SY-15.pdf</a> <a href="http://www.kawamura.co.jp/electric/catalog/pdf/SY-16.pdf">http://www.kawamura.co.jp/electric/catalog/pdf/SY-16.pdf</a> <a href="http://www.kawamura.co.jp/electric/catalog/pdf/SY-17.pdf">http://www.kawamura.co.jp/electric/catalog/pdf/SY-17.pdf</a>
泰和電気工業株式会社	〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目6番8号伸和ビル4階 TEL:03-3432-2521
	会社: <a href="http://www.taiwadenki.co.jp/">http://www.taiwadenki.co.jp/</a> 製品: <a href="http://www.taiwadenki.co.jp/">http://www.taiwadenki.co.jp/</a>
テンパール工業株式会社	〒732-0802 広島市南区大州3-1-42 TEL:082-282-1341
	会社: <a href="http://www.tempearl.co.jp/">http://www.tempearl.co.jp/</a> 製品: <a href="http://www.tempearl.co.jp/prod/keihou.htm">http://www.tempearl.co.jp/prod/keihou.htm</a>
光商工株式会社	〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-14 (光ビル) TEL:03-3573-1351
	会社: <a href="http://www.hikari-gr.co.jp/pages/kaishagaiyou.htm">http://www.hikari-gr.co.jp/pages/kaishagaiyou.htm</a> 製品: <a href="http://www.hikari-gr.co.jp/pages/keidenki/catalog/LD-24-25.pdf">http://www.hikari-gr.co.jp/pages/keidenki/catalog/LD-24-25.pdf</a>



## Q10 交換時期はどのように考えればよいですか？

### A10

- ・ 使用状態や外観・機能の損傷程度にもよりますが、一般的には設置から十数年以上経過しており機能等に異常がある場合は電子部品の寿命が考えられますので交換をお勧めします。
- ・ 設置義務がある防火対象物で、交換により型式承認番号が変わる場合は、新たな設置と同じ扱いになります。

## Q11 漏電火災警報器に使用有効期限のようなものがありますか？

### A11

- ・ 特にありませんが、検定の型式承認番号が失効したものがあります。いずれも、昭和37年規格、昭和44年規格に基づいて製造された古い製品ですが、その後の科学技術の進展に応じて昭和51年に規格が改正され、それ以前の規格に基づいて製造されたものは型式失効となりました。設置の義務付けがある防火対象物では法令で使用ができませんので、交換が必要です。
- ・ また、設置の義務付けのない建築物においても、このように古い製品は品質・機能面で劣化が懸念されますので、安全上の観点から交換をお勧めします。

◎型式失効品一覧表 ①昭和37年(電気火災警報器)規格品

会社名	型式番号
オリエンタル電気株式会社	第6号 第9号 第9～1号から第9～3号 第11号 第11～1号 電第11～2号から 電第11～10号 電第43～2号
河村電器産業株式会社	電第42～1号 電第42～1～1号 電第42～7号
泰和電気工業株式会社	電第7号 電第7～1号から 電第7～10号 電第44～1号
立石電機株式会社	第10号 第10～1号 電第10～2号から 電第10～9号 電第42～4号 電第42～8号 電第43～3号
テンパール工業株式会社	第3号 第3～1号から第3～7号 電第3～8号から 電第3～17号 電第41～5号 電第41～5～1号から 電第41～5～11号
東芝電材株式会社 (東京芝浦電気株式会社)	電第42～2号 電第42～2～1号から 電第42～2～4号 電第42～3号 電第42～3～1号から 電第42～3～4号
株式会社日動製作所	第2号 第2～1号から第2～3号 電第2～4号から 電第2～10号 電第39号～1号 電第39～1～1号から 電第39～1～2号 電第41～21号 電第41～21～1号から 電第41～21～3号 電第42～6号

会社名	型式番号
長谷川電機工業株式会社	第4号 第4～1号 第12号
長谷川電機工業株式会社	電第4～2号 電第40～2号 電第40～2～1号から 電第40～2～16号
光商工株式会社	第8号 電第8～1号から 電第8～16号 電第41～11号 電第41～11～1号 電第41～12号 電第41～12～1号 電第41～14号 電第41～14～1号から 電第41～14～2号 電第41～15号 電第41～15～1号から 電第41～15～2号 電第41～16号 電第41～16～1号 電第41～17号 電第41～17～1号 電第41～18号 電第41～18～1号 電第41～19号 電第41～19～1号 電第42～5号
パナソニック電工株式会社 (旧松下電工株式会社)	第5号 第5～1号から第5～5号 電第5～6号から 電第5～14号 電第40～3号 電第40～3～1号から 電第40～3～19号 電第41～1号 電第41～6号から 電第41～9号 電第43～1号 電第43～1～1号から 電第43～1～9号
安全電器株式会社 沖電気工業株式会社 株式会社日幸電機製作所 株式会社日立製作所 株式会社明電舎	全製品

◎型式失効品一覧表 ②昭和44年(漏電火災警報器)規格品

会社名	級	型式番号
オリエンタル電気株式会社	1	電第 44～6 号
	1	電第 44～6～1 号から 電第 44～6～11 号
	1	電第 45～1 号
オリエンタル電気株式会社	1	電第 45～31 号
	1	電第 46～5 号
	1	電第 46～5～1 号から 電第 46～5～5 号
	1	電第 46～6 号
	1	電第 46～6～1 号から 電第 46～6～13 号
	1	電第 49～1 号
	1	電第 50～2 号
	1	電第 50～3 号
	2	電第 45～4 号
	2	電第 45～4～1 号
河村電器産業株式会社	1	電第 45～24 号
	1	電第 45～24～1 号
	1	電第 45～26 号
	1	電第 45～26～1 号
	1	電第 46～3 号
	1	電第 46～3～1 号
	1	電第 46～4 号
	1	電第 46～4～1 号から 電第 46～4～3 号
	2	電第 45～7 号
2	電第 45～21 号	
泰和電気工業株式会社	1	電第 44～7 号
	1	電第 44～7～1 号から 電第 44～7～11 号
	1	電第 45～3 号
	2	電第 45～14 号
	2	電第 45～14～1 号
立石電機株式会社	1	電第 45～2 号
	1	電第 45～2～1 号から 電第 45～2～5 号
	1	電第 45～17 号
	1	電第 45～17～1 号
	1	電第 45～17～2 号
	1	電第 45～25 号
	1	電第 45～25～1 号
	2	電第 45～11 号
2	電第 45～11～1 号	
中部精機株式会社	2	電第 50～1 号

会社名	級	型式番号
テンパール工業株式会社	1	電第 45～18 号
	1	電第 45～18～1 号から 電第 45～18～6 号
	1	電第 45～20 号
	1	電第 45～20～1 号から 電第 45～20～4 号
	1	電第 47～1 号から 電第 47～3 号
2	電第 45～10 号	
東芝電材株式会社 (東京芝浦電気株式会社)	1	電第 45～19 号
	1	電第 45～19～1 号
	1	電第 46～1 号
	1	電第 46～2 号
	1	電第 49～2 号から 電第 49～4 号
	2	電第 45～9 号
	2	電第 45～9～1 号
2	電第 49～5 号	
株式会社日動製作所	1	電第 45～15 号
	1	電第 45～15～1 号から 電第 45～15～4 号
	1	電第 45～16 号
	1	電第 45～16～1 号
	1	電第 45～22 号
	1	電第 45～22～1 号
	1	電第 45～30 号
	1	電第 48～1 号
	1	電第 48～1～1 号から 電第 48～1～3 号
	2	電第 45～8 号
	2	電第 45～8～1 号
	2	電第 49～6 号
	2	電第 49～6～1 号
長谷川電機工業株式会社	1	電第 45～23 号
	1	電第 45～23～1 号から 電第 45～23～8 号
	2	電第 45～13 号
	2	電第 45～13～1 号
光商工株式会社	1	電第 45～5 号
	1	電第 45～5～1 号
	1	電第 45～29 号
	1	電第 45～32 号
	1	電第 45～32～1 号
	2	電第 45～6 号
2	電第 45～6～1 号	

会社名	級	型式番号
パナソニック電工 株式会社 (旧松下電工株式会社)	1	電第 44～2 号
	1	電第 44～2～1 号から 電第 44～2～6 号
	1	電第 44～3 号
	1	電第 44～3～1 号から 電第 44～3～6 号
	1	電第 44～4 号
	1	電第 44～4～1 号から 電第 44～4～2 号
	1	電第 44～5 号
	1	電第 44～5～1 号から 電第 44～5～2 号
	1	電第 45～27 号
	1	電第 45～28 号
	2	電第 45～33 号
株式会社明電舎	2	電第 45～12 号